

○環境省告示第八十二号

自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二十二条第三項第二号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を次のように定める。

平成二十二年十一月一日

自然公園法第二十二条第三項第二号の規定に基づく区域及び動植物は、次表の上欄に掲げる区域及び当該区域ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる動植物とする。

環境大臣 松本 龍

区	立公園又は国定公園	環境大臣が指定する区域	域
二セコ積丹小樽海岸国定公園	二セコ積丹小樽海岸公園地区の全国域	動植物	環境大臣 松本 龍